

法令施行状況の監視に関する議定

目次

第 I 章 総則	1
第 1 条 調整範囲	1
第 2 条 適用対象	1
第 3 条 法令施行状況の監視の目的	1
第 4 条 法令施行状況の監視の原則	1
第 5 条 法令施行状況の監視の責任範囲	2
第 6 条 法令施行状況の監視活動における各組織、個人の参加	2
第 II 章 法令施行状況の監視の内容	3
第 7 条 法令施行状況の監視の内容	3
第 8 条 法規範文書の施行の詳細規定文書の発行状況の検討、評価の内容	3
第 9 条 法令施行のための各条件の確保状況の検討、評価の内容	3
第 10 条 法令遵守状況の検討、評価の内容	3
第 III 章 法令施行状況の監視活動	3
第 11 条 法令施行状況に関する情報の収集	3
第 12 条 法令施行状況の検査	4
第 13 条 法令施行状況の捜査、調査	4
第 14 条 法令施行状況の監視結果の処理	4
第 IV 章 法令施行状況の監視における国家機関の責任	5
第 15 条 司法省の責任	5
第 16 条 省、省同格機関、政府所属機関の責任	5
第 17 条 各級人民委員会の責任	6
第 18 条 法令施行状況の監視の連携	6
第 V 章 施行条項	6
第 19 条 法令施行状況の監視業務の実施経費	6
第 20 条 施行効力	6

2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト
(PHAP LUAT 2020)

政府 ベトナム社会主義共和国
政府議定 番号 : 59/2012/NĐ-CP 独立・自由・幸福
ハノイ, 2012 年 7 月 23 日

法令施行状況の監視に関する議定¹

2001 年 12 月 25 日付け政府組織法に基づき,
2003 年 11 月 26 日付け人民評議会及び人民委員会組織法に基づき,
司法大臣の提議に従い,
政府は法令施行状況の監視に関する議定を発行する。

第 I 章 総則

第 1 条 調整範囲

この議定は、法令施行状況の監視の内容、活動及び法令施行状況の監視業務における各国家機関の責任について規定する

第 2 条 適用対象

この議定は、法令施行状況の監視業務における省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会に適用する。

第 3 条 法令施行状況の監視の目的

法令施行状況の監視は、法令施行の実情の検討、評価、法令施行の効果向上させる各方策の実施の建議及び法体系の完成を目的とする。

第 4 条 法令施行状況の監視の原則

1. 客観、公開、透明である。
2. 常時、全面的、重心・重点を有する。
3. 分野及び地域に基づく法令施行状況の監視を結合する。
4. 法令施行状況の監視の過程における各機関、組織の間の緊密な連携を確保²する；法令に規定された国家機関の任務、権限の範囲に属する各活動と重複、錯綜しない。
5. 政治組織、政治－社会組織、社会－職業組織及び人民の参加を呼び掛ける³。

¹ 本稿は、平成 27 年 10 月 27 日付けの仮訳である。

² 「確保」は、原文では“bảo đảm”である。「保証」と訳出することも多いが、要は、目指すところを保証する、確実に行われるようにするというニュアンスの言葉である。

第 5 条 法令施行状況の監視の責任範囲

1. 司法省は全国の範囲における法令施行状況を監視する。
2. 省、省同格機関は、省、省同格機関の管理範囲に属する部門、分野における法令施行状況を監視する。政府所属機関は任務の割り当てを受けた分野における法令施行状況を監視する。

省、省同格機関、政府所属機関の法制組織⁴は、省、省同格機関、政府所属機関所属の各機関、部局⁵と連携して、大臣、省同格機関、政府所属機関の長が法令施行状況の監視を行う際の助言、補佐を主宰する。

省、省同格機関、政府所属機関所属の各機関、部局は、大臣、省同格機関、政府所属機関の長が任務の割り当てを受けた分野において法令施行状況の監視を行う際に、助言を与え、これを補佐する。
3. 各級人民委員会は、地方の管理範囲における法令施行状況を監視する。

司法局、司法課、社級の司法一戸籍担当職員は、省級、県級人民委員会所属の専門機関、社級人民委員会所属の専門職員と連携し、地方の管理範囲における法令施行状況の監視を主宰する。

省級、県級人民委員会所属の各専門機関、社級人民委員会所属の専門職員は、同級人民委員会が任務の割り当てを受けた分野において法令施行状況の監視を行うにつき、助言を与え、これを補佐する。

省級人民委員会所属の専門機関の法制組織は、専門機関の指導者が法令施行状況の監視を行うにつき、助言を与え、これを補佐する。

第 6 条 法令施行状況の監視活動における各組織、個人の参加

1. 各組織、個人は法令施行状況の監視活動に参加する権利を有する。
2. 省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、法令施行状況の監視活動における各組織、個人の参加の条件を創り出し、及びこれを奨励する責任を有する。
3. 具体的条件及び法令施行状況の監視業務の要請に基づき、省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、法令施行状況の監視活動へ参加する条件を満たすベトナム法律家協会、ベトナム弁護士連合会及び各弁護士会、ベトナム商工会議所、各社会、職業協会、研究、訓練組織、専門家、科学者に対し、協力者制度⁶に従うよう呼び掛ける。

³ 「呼び掛ける」は、原文では“huy động”である。

⁴ 「法制組織」は、原文では“tổ chức pháp chế”である。

⁵ 「部局」は、原文では“đơn vị”である。「機関」や「組織」と称される組織体よりも一つ下の階層にあるユニットを指す。

⁶ 「協力者制度」は、原文では“cơ chế cộng tác viên”である。

第 II 章 法令施行状況の監視の内容

第 7 条 法令施行状況の監視の内容

省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、次の各内容の検討、評価を基礎として、法令施行状況を監視する：

1. 法規範文書の施行の詳細規定文書の発行状況
2. 法令施行のための各条件の確保状況
3. 法令遵守状況

第 8 条 法規範文書の施行の詳細規定文書の発行状況の検討、評価の内容

1. 詳細規定文書の発行の適時性、十分性
2. 文書の統一性、一体性
3. 文書の実現可能性

第 9 条 法令施行のための各条件の確保状況の検討、評価の内容

1. 法令の訓練、周知活動の適時性、十分性、適合性及び効果性
2. 組織機構の適合性；法令施行のための人的資源に関する充足度⁷
3. 法令施行を確保する経費、物質的基礎に関する充足度

第 10 条 法令遵守状況の検討、評価の内容

1. 国家機関及び権限を有する者の法令施行における適時性、十分性
2. 国家機関及び権限を有する者の法令適用の案内及び法令適用における正確性、統一性
3. 機関、組織、個人の法令遵守の程度

第 III 章 法令施行状況の監視活動

第 11 条 法令施行状況に関する情報の収集

1. 省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、以下の各内容に従い、この議定第 16 条、17 条に規定する各国家機関の報告から法令施行状況に関する情報を総合する。
 - a) 法規範文書の施行の詳細規定文書の数、形式及び名称；発行が遅れた文書の数、形式及び名称並びに進捗が遅れた理由；統合化、一体化されず、及び実現可能性が高くない文書の数
 - b) 実施された法令の訓練、周知の内容、形式；組織機構、人的資源に関する実情、法令施行を確保する経費及び物質的基礎に関する各条件
 - c) 法令適用の案内の状況、国家機関及び権限を有する者の法令適用の状況

⁷ 「充足度」は、原文では“mức độ đáp ứng”である。

d) 法令違反の処理状況

2. 省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、各マスメディアに掲載された法令施行状況に関する情報及び組織、個人が提供する情報を収集する。

組織、個人は、法令施行状況に関する情報を直接又は省、省同格機関、政府所属機関及び各級人民委員会のウェブサイトを通じて提供することができる。

各マスメディアに掲載された情報及び組織、個人が提供した情報は、法令施行状況の評価のために用いられる前に、検査され、対照されなければならない。

第12条 法令施行状況の検査

1. 省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、法令施行における困難、未解決問題、制限及び法体系の欠陥、不足を適時に発見することを目的として、この議定第5条に規定する責任範囲において法令施行状況を検査する。
2. 検査対象である機関、組織、個人は、法令の規定に従って、検査進行機関の要求を実施する責任を有する。

第13条 法令施行状況の捜査⁸、調査⁹

1. 省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、分野、管轄地域及び具体的対象ごとに関する法令施行状況の要請に従い、調査票、座談会、直接面接及びその他のふさわしい各形式を通じて調査、考察を行う。
2. 捜査、調査活動は、協力者制度に従って実施されることができる。

第14条 法令施行状況の監視結果の処理

1. 法令施行状況情報の収集結果、検査、捜査、調査結果に基づき、省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、以下の各内容に従って、権限に従って処理する、又は権限を有する機関、者に対し、法令施行状況の監視結果を処理するよう建議する。
 - a) 法規範文書の施行の各詳細規定文書を、適時に、十分に発行する。
 - b) 法令の訓練、周知業務の効果の向上；法令施行のための組織、体制、経費及びその他の各条件の確保を目的とする各措置を実施する。
 - c) 効力を生じた法規範文書の施行を適時に組織する。

⁸ 「捜査」は、原文では“điều tra”である。刑事訴訟手続以外の場面で捜査の用語を用いるのは違和感があるが、次注との関係であえて維持した。

⁹ 「調査」は、原文では“khảo sát”である。

- d) 法令適用の案内及び法令適用における正確性、統一性の確保を目的とする各措置を実施する。
 - d) 各法規範文書の修正、補充、新規発行を行う。
 - e) 法令施行効果の向上及び法体系の完成を目的とするその他の各措置を実施する。
2. 省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、司法省又は省、省同格機関の管理範囲に属する部門、分野における省、省同格機関の提議に従って、法令施行状況の監視結果を処理する責任を有する。
- 下級人民委員会は、直近の上級人民委員会の要求に従って、法令施行状況の監視結果を処理する責任を有する。

第IV章 法令施行状況の監視における国家機関の責任

第15条 司法省の責任

1. 権限を有する機関に対し、法令施行状況の監視に関する各法規範文書を発行するよう上程する、又は権限に基づき発行する。
2. 政府首相に対し、この議定の規定に基づき、法令施行状況の検討、評価の基礎となる国家統計指標を発行するよう上程する。
3. 法令施行状況の監視業務の実施において、省、省同格機関、政府所属機関、省級人民委員会を案内、督促、検査する。
4. 省、省同格機関、政府所属機関及び各関係機関、組織と連携し、全国の範囲及び部門横断的な管理範囲に属し、施行の実践において複数の困難、未解決問題、不足がある分野における法令施行状況の監視を主催する。
5. 政府首相に対し、全国の範囲における法令施行状況の監視業務について、毎年、11月15日までに報告する。
6. この議定第16条に規定する責任を実施する。

第16条 省、省同格機関、政府所属機関の責任

1. 法令施行状況の監視業務の実施において、直属する各機関、部局を指導、案内、督促、検査する。
2. この議定の規定に基づき、法令施行状況の検討、評価の基礎となる部門統計指標を発行する。
3. 省、省同格機関、政府所属機関の法令施行状況の監視計画を発行し、その実施を組織する。
4. この議定第14条の規定に基づき、法令施行状況の監視結果を処理する。
5. 法令施行状況の監視業務の実施のための各条件を確保する。

6. 司法省に対し、法令施行状況の監視業務の実施について、毎年、10月 15 日までに報告する。

第 17 条 各級人民委員会の責任

1. 地方における法令施行状況の監視業務の実施において、同級人民委員会、下級人民委員会所属の各専門機関を指導、案内、督促、検査する。
2. 人民委員会の法令施行状況の監視計画を発行し、その実施を組織する。
3. この議定第 14 条の規定に基づき、法令施行状況の監視結果を処理する。
4. 法令施行状況の監視業務の実施のための各条件を確保する。
5. 省級人民委員会は、司法省に対し、法令施行状況の監視業務の実施について、毎年、10月 15 日までに報告する。

県級、社級の人民委員会は、直近の上級人民委員会の要求に従って、法令施行状況の監視業務に関する報告を実施する。

第 18 条 法令施行状況の監視の連携

省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、人民検察院、人民裁判所、ベトナム祖国戦線及びその各構成組織、法令施行状況の監視業務の実施において関連を有するその他の各組織と連携する責任を有する。

第 V 章 施行条項

第 19 条 法令施行状況の監視業務の実施経費

いかなる級に属する機関、部局の法令施行状況の監視業務のための経費も、当該級の国家予算において確保し、機関、部局の年次予算へ組み入れられる。予算の策定、経費の分配は、国家予算法及びその詳細を規定し施行を案内する各文書の規定に基づき実施される。

第 20 条 施行効力

1. この議定は 2012 年 10 月 1 日から施行効力を有する。
2. 司法大臣は、この議定の施行を案内し、検査する責任を負う。
3. 大臣、省同格機関の長、政府所属機関の長、各級人民委員会委員長は、この議定を施行する責任を負う。

政府首相
グエン タン ズン